

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	魚津市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?prev=1&servno=11269

執行機関名 魚津市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法人等利用者負担額軽減事業補助金交付要綱(平成21年魚津市告示第123号)による社会福祉法人等が行う生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		魚津市行政手続における個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第5の項 社会福祉法人等利用者負担額軽減事業補助金交付要綱(平成21年魚津市告示第123号)による社会福祉法人等が行う生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第一条	社会福祉法人等利用者負担額軽減事業補助金交付要綱(平成21年告示第123号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則(平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、 <u>介護保険の被保険者</u> である生活困難者の介護保険サービス利用を促進することにより生活困難者の <u>福祉の増進</u> を図るため、社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		社会福祉法人等利用者負担額軽減事業補助金交付要綱(平成21年告示第123号)